

簡易型一般競争入札 入札説明書
(建設工事)

簡易型一般競争入札(総合評価方式(特別簡易型))については、関係法令および工事ごとの公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 工事概要

公告に定めるもののほか、以下のとおり。

(1) 電子入札

本工事は、競争参加資格確認申請および入札を滋賀県電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)で行う工事である。また、電子入札システムにおいて添付または送信するアプリケーション、ファイル形式については以下のものとし、これら以外のアプリケーション、ファイル形式であるなどし、入札執行者が読み取り不可能な場合、入札は無効とする。

ア Microsoft Word 拡張子が.docxで保存されるもの

イ Microsoft Excel 拡張子が.xlsxで保存されるもの

ウ その他入札執行者が必要と認めたもの

(2) 本工事は、競争参加資格の確認申請時に企業の施工能力等に関する資料を受け付け、価格以外の評価項目と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を採用する。

(3) 基本性能および施工条件は、本説明書、特記仕様書、および図面等(以下「設計図書」という。)のとおり。

(4) 契約後VE方式の有無

契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の採用の有無については、公告の定めるところによる。契約後VE方式を採用する場合、「滋賀県建設工事請負契約約款」に第19条の2として、以下の条項を加えることとする。なお、契約後VE方式に関する詳細な事項については、特記仕様書による。

(工事の施工に係る受注者の提案)

第19条の2 受注者は、この契約後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、提案の全部または一部が適正であると認めるときは設計図書を変更し、これを受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の規定により設計図書を変更した場合において、必要と認められるときは請負代金額を変更しなければならない。

(5) 工期

本公告で余裕期間(契約締結日から工事開始日の前日までの期間)を設定して実施する工事である場合、公告記載の全体工期とは、契約締結日より5日以内の日から実工期の終期日までの期間をいい、終期日とは後片付け期間の末日をいう。低入札価格調査等により実工期期間内に契約締結となった場合は、余裕期間は適用しない。

2 競争参加資格

競争参加希望者は、本公告の日において次に掲げる要件をすべて満たすこと。

(1) 登録業種

登録業種とは滋賀県建設工事等入札参加有資格者名簿(本公告の日において最新のもの。以下「名簿」という。)に登録されている業種であり、本公告で定める業種での登録を満たすこと。なお、登録業種の年度について公告に特別の定めがない場合は、公告の日の属する年度の名簿によるものとする。

(2) 対応許可業種

対応許可業種とは、(1)で定める名簿に登録するために行った滋賀県建設工事入札参加資格審査申請の申請書に記載した対応許可業種であり、本公告で定める場合には、該当する対応許可業種が滋賀県建設工事入札参加資格審査申請の申請書に記載されていること。なお、該当する建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく許可は落札決定の日においても有すること。

(3) 特定建設業許可

本公告で定める場合は、該当する建設業法に基づく特定建設業許可を有すること。なお、該当する建設業法に基づく特定建設業許可は落札決定の日においても有すること。

(4) 格付、順位または総合点数

格付、順位または総合点数とは(1)で定める名簿の登録業種の格付、順位または総合点数であり、本公告で定める場合には、該当する格付、順位または総合点数を満たすこと。なお、格付、順位または総合点数の年度について公告に特別の定めがない場合は、公告の日の属する年度の名簿によるものとする。

(5) 総合評定値

本公告の日において、有効であり、かつ、最新の経営規模等評価結果・総合評定値通知書を有し、本公告で定める場合には、該当する業種において総合評定値を満たすこと(公告の日と落札決定の日において総合評定値が異なる場合は、公告の日における総合評定値で満たすこと)。また、この要件を定める場合は、競争参加希望者は、必要事項を「誓約書」に記載し競争参加資格確認申請の際、電子入札システムにより添付し提出すること。併せて、この要件を満たすことを証するため、「目録」を鑑にし、経営規模等評価結果・総合評定値通知書の写しを競争参加資格確認申請の提出期間に入札執行者に持参で提出するものとする。なお、本公告において、競争参加資格確認資料等の郵送による提出を求めた場合には郵送で提出するものとする。また、経営規模等評価結果・総合評定値通知書は落札決定の日においても有効なものを有すること。

(6) 地域要件

本公告で定める場合には、公告の日において、該当する地域に名簿に登録された営業所を有すること。なお、公告において県内業者と記載がある場合は「滋賀県内に主たる営業所を有する者」、また県外業者と記載がある場合は「滋賀県外に主たる営業所を有する者」を指す。

(7) 施工実績要件

本公告で定める場合には、該当する施工実績要件を満たすこと。また、この要件を定める場合は、競争参加希望者は、必要事項を「誓約書」に記載し競争参加資格確認申請の際、電子入札システムにより添付し提出すること。併せて、この要件を満たすことを証するため、「目録」を鑑にし、工事名、施工場所、受注形態、工期、発注機関、工事概要および発注者・受注者の押印が確認できる資料、または工事实績情報システム(CORINS)の登録内容が確認できる書類の写しを競争参加資格確認申請の提出期間に入札執行者に持参で提出するものとする。なお、本公告において、競争参加資格確認資料等の郵送による提出を求めた場合には郵送で提出するものとする。

(8) 参加する者に必要なその他の要件

本公告で定める場合には、当該要件を満たすこと。またこの要件を定め、公告4で満たすことを証する資料を求めた場合は、競争参加希望者は、「目録」を鑑にし、該当する資料を競争参加確認申請の提出期間に入札執行者に持参で提出するものとする。なお、本公告において、競争参加資格確認資料等の郵送による提出を求めた場合には郵送で提出するものとする。

(9) 設計業務受託者との関連に関すること

本公告に定める本工事に係る設計業務の受託者と資本または人事面において関連がある者でないこと。「本工事に係る設計業務の受託者と資本または人事面において関連がある者」とは、次のアまたはイに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

(10) その他の要件

ア 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の(ア)から(オ)の要件に該当する者でないこと。

(ア) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

(イ) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

(ウ) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

(エ) 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者

(オ) 銀行取引停止処分がなされている者

イ 次の(ア)から(オ)の要件に該当する者でないこと。

(ア) 役員等(競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役

員等」という。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる者

(イ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

(ウ) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者

(エ) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者

(オ) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

ウ 競争参加資格の確認申請および技術提案にかかる提出資料(以下「提出資料等」という。)の提出期限の日から落札決定の日までの期間に滋賀県建設工事等入札参加停止基準の規定に基づく入札参加停止を受けていないこと。

エ 組合が競争参加資格確認申請した場合において、その組合員でないこと。

オ 提出資料等の提出日において電子入札システムが利用可能であること。ただし、紙により競争参加資格確認申請書を提出することの承認(以下「紙申請承認」という。)を知事から受けている者を除く。(同承認に関する手続問い合わせ先 滋賀県県土整備部監理課審査契約係 電話077-528-4116)

カ 公告の日以前3ヶ月において、滋賀県発注の同種工事について評定点60点未満の成績評定通知を受けた者でないこと。

キ 本公告に定める本工事の設計業務の受託者でないこと。

ク 公告日において、調査基準価格を下回った価格をもって単独で契約した滋賀県発注工事(公社、事業団等を除く)で施工中の工事が2件以上ないこと。ただし、優良な工事成績を有する者は、この限りではない。「優良な工事成績を有する者」とは、公告日の属する年度の前年(1月から12月まで)の工事成績がすべて70点以上の者をいう。なお、上記の2件および工事成績については、共同企業体により施工した工事、随意契約や単価契約による工事を除く。また、施工中の工事とは、落札決定から目的物の引き渡しまでの工事をいう。

3 公告および設計図書等に対する質問および回答

(1) 質問方法

公告および設計図書等に対する質問がある場合は、書面(様式は自由)により提出すること。なお、当該書面は、公告で定める受付場所、受付期間および提出方法により提出すること。郵送、ファクシミリまたは電子メールにより提出する場合は、提出先に到達したことを確認すること。電子メールにより添付するファイル形式は発注者の指定するものとし、特に指定のない場合はPDF形式とすること。

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、入札書受付期間の開始までに行い、公告に定める場所および期間において閲覧に供するので、競争参加希望者は、入札を行う前に必ず質問に対する回答を確認すること。質問に対する回答に伴い公告および設計図書等を変更する場合があるので注意すること。

4 競争参加資格確認申請

(1) 申請方法

競争参加希望者は、電子入札システムにより送信すること。紙による提出は受け付けない。提出期間等については、公告5(5)のとおり。

なお、再申請は認めないので、記載誤りや漏れの無いよう注意すること。

(2) 提出書類等

競争参加資格確認申請を(1)により送信する際、次の書類をウイルスチェックの後、添付すること。添付するファイル容量は、合わせて1MB以内とすること。

様式については、電子入札システムまたは滋賀県入札情報公開システム(以下「入札情報公開システム」という。)により発注者が提示したものを使用することとし、ファイル保存時に損なわれる機能は使用しないこと。なお、誓約書等については、商号または名称等に記載誤りや記載漏れがある場合、または記載内容と証明する書類との間で同一性が確認できない場合には滋賀県財務規則第199条第1号に該当するものとし、その者の入札を無効

とする。また、提出後の再提出は認めないものとする。

ア 誓約書

イ 加算点自己申告表(様式5)※

※「イ 加算点自己申告表(様式5)」は、「ア 誓約書」と同時に電子入札システムにて提出すること。同時に提出されなかった場合は無効とする。

(3) 競争参加資格確認資料等の持参または郵送による提出

本公告において、競争参加資格確認資料等の持参による提出を求めた場合には、競争参加資格確認申請の提出期間内に指定の場所に「目録」を鑑にして提出すること。なお、提出後の再提出は認めないので、記載誤りや漏れの無いよう注意すること。なお、本公告において、競争参加資格確認資料等の郵送による提出を求めた場合には、公告5(5)に定める提出期限に必着とする。

(4) 紙申請承認を受けている者の申請手続き

紙申請承認を受けている競争参加希望者は、(1)から(3)までの規定にかかわらず、競争参加資格確認申請書(滋賀県建設工事等電子入札実施要綱別記様式第17号)に、紙入札参加承認書の写しおよび競争参加資格確認資料を添えて、公告記載の提出期間に公告記載の方法により公告5(5)に定める提出期限内に提出すること。なお、提出後の再提出は認めないので、記載誤りや漏れの無いよう注意すること。

(5) 競争参加資格の確認通知

(1)の規定による申請があった者のすべてについて、電子入札システムにより競争参加資格の確認通知を送付する。この通知は仮に入札参加を認めるものであり、正式な競争参加資格の確認は、開札後に落札候補者についてのみ行う。

5 入札手続

入札については、公告に定めるほか滋賀県財務規則、滋賀県建設工事執行規則、滋賀県建設工事等電子入札実施要綱および建設工事等入札執行要領により執行する。

(1) 入札執行回数

2回を限度とする

(2) 入札方法

公告に定める期間に電子入札システムにより送信すること。(ただし、4(4)の規定により紙により競争参加資格確認申請書を提出した者にあつては(6)イの規定を準用する。なお、(6)アの規定による紙入札参加届出書の提出は不要とする。)紙入札への切り替えについては(6)に詳細を記載する。

また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者か免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

(3) 積算内訳書

積算内訳書は電子入札システムまたは入札情報公開システムからダウンロードできるので、入札書と同時に積算内訳書を送信または提出すること。積算内訳書は、発注者が提示したものを使用することとし、ファイル保存時に損なわれる機能は使用しないこと。また、積算内訳書を送信する場合、積算内訳書はウイルスチェックの後、添付すること。

なお、積算内訳書の確認は落札候補者についてのみ行う。ただし、入札を紙入札により行った場合については、すべての紙入札者について提出されたことの確認および必要事項の記入の確認を行う(検算は行わない)。

確認の結果、下記に該当した場合入札は無効とする。(滋賀県財務規則第199条第8号関係)

ア 積算内訳書の送信または提出がない場合。

イ 入札書記載金額と積算内訳書記載金額が一致していない場合。

ウ 積算内訳書に計算間違い、記載漏れがある場合。

エ 積算内訳書に商号または名称等の必要事項の記入が無い場合。(入札を紙入札により行う場合は代表者職名、代表者氏名も必要)

オ 積算内訳書の金額に加除訂正がある場合。(紙入札時)

カ 積算内容が適当でない場合。

(4) 予定価格超過による再入札の取り扱い

ア 予定価格超過のために落札決定しない場合には再入札を行う。再入札の該当者には再入札通知書を電子入札システム(紙入札を行った者には書面)により通知する。なお、この通知は仮に再入札への参加を認めるものであり、正式な競争参加資格の確認は、再入札の開札後に落札候補者についてのみ行う。

イ 再入札の日程は再入札通知書に記載する。

ウ 再入札の際には積算内訳書の提出を不要とする。ただし、「低入札価格調査制度を適用」と定める公告の再入札において低入札価格調査を実施する場合は、STEP1調査を行うため、調査実施時に積算内訳書の提出を求める。

エ 再入札において落札候補者(低入札価格調査対象者を含む)となった場合には1回目の入札時に提出した積算内訳書(低入札価格調査の際は1回目の入札時および調査実施時の両方)を確認することとし、(3)に該当した場合は無効とする。

オ 失格または無効となった者は再入札に参加することはできない。

(5) 入札の無効

公告に定めるほか、次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

ア 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札

イ 提出資料等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 滋賀県建設工事等入札執行要領に違反した入札

エ 開札後、落札決定予定日時の24時間前(落札決定予定日時の24時間前が滋賀県の休日を定める条例(平成元年滋賀県条例第10号)第1条に規定する県の休日の場合は、その前営業日を基準とする)までに、入札参加者が他の案件を落札したことにより、当該入札案件に配置予定であった技術者を配置できなくなったとの申し出(技術者配置不能届)をした入札

なお、技術者配置不能届の様式については、次のホームページによりダウンロードすること。

(URL : <https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/nyusatsubaikyaku/kouzi/303058.html>)

技術者配置不能届は、ファクシミリまたは電子メールにより提出することとし、提出先に到達したことを必ず確認すること。

(6) 紙入札への切り替え

電子入札システムによる競争参加資格確認申請書の提出後に、滋賀県建設工事等電子入札実施要綱第14条第2項のいずれかに該当するため電子入札システムが利用できなくなった者は、速やかに紙入札参加届出書を公告で指定する方法により提出し、発注者の承認を得た場合に限り、紙による入札書および積算内訳書の提出を行うことができる。また、紙入札参加届出書、入札書および積算内訳書は同時に提出できるものとする。なお、提出日時、提出場所および提出方法については、公告のとおりとする。

ア 紙入札参加届出書

入札を紙入札により行おうとする場合は、入札書受付締切日時までに紙入札参加届出書を公告で指定する方法により提出すること。郵送、ファクシミリまたは電子メールにより提出する場合は、提出先に到達したことを確認すること。電子メールにより添付するファイル形式は発注者の指定するものとし、特に指定のない場合はPDF形式とすること。紙入札参加届出書の様式については、次のホームページによりダウンロードすること。

(URL : <https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/nyusatsubaikyaku/kouzi/22000.html>)

なお、紙入札参加届出書の提出は、入札受付期間内であれば、入札書の提出と同時に可とするが、入札書等を封緘する封筒の中には入れてはならない。

ただし、滋賀県建設工事等電子入札実施要綱第10条第6項の規定により競争参加資格確認申請書を持参により提出した者については本届出書の提出は不要とする。

イ 紙入札の提出

紙入札参加届出書を提出した者の入札書および積算内訳書の提出は、持参により行うこと。ただし、公告で郵便入札を認めた場合は郵送により提出することができる。郵送により提出する場合は提出先に到達したことを確認すること。入札書等は「(工事等の名称) 入札書在中」と朱書きで記載した封筒に入札書および積算内訳書を封緘し、提出すること。入札書に記載する入札日は、入札書受付期間内の日付を記入すること。受付期間外の日付を記載した場合、入札は無効とする。

(7)開札

開札は、公告に定める日時場所において、入札執行者は、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて、開札処理を行うものとする。

また、評価値が最も高い者が2人以上ある場合には、システムによりくじ引きを実施し、落札者を決定する。入札執行者は、入札参加者からあらかじめ提出された3桁の番号(くじ番号)を基礎としてくじ引きを行い、紙入札により入札書を提出した者であって、くじ番号を記載しなかった者のくじ番号は、「000」を選択したものとする。

(8)落札決定の保留

開札後に(9)の競争参加資格および加算点自己申告表の確認を行うため、落札決定を保留することがある。

なお、落札決定が開札日の翌日以降になる場合であっても、保留通知を発行しない場合がある。

(9)競争参加資格の確認

競争参加資格の確認は、落札候補者についてのみ行うが、確認の結果、競争参加資格がないと認められる場合は、その者を無効とする。

また、競争参加資格がないと認められた者は、知事に対して、書面(様式は自由)によりその理由を求めることができる。なお、当該書面は、公告で定める提出期間、提出場所および提出方法により提出すること。郵送、ファクシミリまたは電子メールにより提出する場合は、提出先に到達したことを確認すること。電子メールにより添付するファイル形式は発注者の指定するものとし、特に指定のない場合はPDF形式とすること。この説明要求に対する回答は、公告で定める日までに行う。

(10) 競争参加資格に係る苦情申立て

(9)の回答を受けた者のうち競争参加資格がないとされたことに不服がある者は、書面により、知事に対して再苦情申立てを行うことができる。再苦情申立てについては、滋賀県入札監視委員会が審議を行う。なお、提出場所等は(9)と同じ。

6 総合評価に関する事項

(1)総合評価の方法

ア「標準点」を100点とし、加算点および施工体制評価点の配点は入札説明書(別紙-1)による。

イ 企業の施工能力等は、評価に応じ加算点を与える。(詳細は入札説明書(別紙-1)による。)

ウ 品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況の確認を行い、施工体制評価点を与える。(詳細は入札説明書(別紙-1)による。)

エ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、競争参加者の「標準点」と、上記によって得られる「加算点」および「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

(2)評価項目の詳細は、入札説明書(別紙-1)による。

(3)加算点自己申告表に対する審査

開札後に落札候補者のみ確認する。確認の結果、提出書類によって申告内容が確認できない場合等、不適正と認めた場合は無効とする。

(4)評価内容の担保

受注者の責により入札時の自己申告内容が満足できない場合は、工事成績評定を減ずるものとする。詳細は入札説明書(別紙-1)による。

(5)実施上の留意事項

ア 加算点自己申告表に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

イ 加算点自己申告表の作成および提出に要する費用は、提出者の負担とする。

ウ 評価点内訳等の公表

技術評価点(標準点、加算点および施工体制評価点の合計)および評価値は、入札しなかった者ならびに入札を辞退した者を除き、落札決定後、入札結果として公表する。評価項目別の評価点内訳については、公表しない。

(6)落札者の決定方法

ア 公告で「最低制限価格制度を適用」と定める場合

落札者の決定に当たっては、滋賀県財務規則の規定により設けられた最低制限価格未満の価格の入札者は失格とし、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内である者のうち、上記(1)総合評価の

方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

イ 公告で「低入札価格調査制度を適用」と定める場合

- (ア) 落札者の決定に当たっては、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 10 の 2 第 2 項に定める低入札価格調査制度を適用する。
- (イ) 滋賀県建設工事等入札執行要領第 17 条第 1 項ただし書の基準として調査基準価格を設定し、この価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、低入札価格調査審査委員会の審査を経て落札者を決定する。その結果は、後日、入札者全員に対し通知を行う。なお、落札候補者(低入札価格調査対象者を含む)には、保留通知発行前に県より電話またはファクシミリによりその旨を連絡する。また、調査基準価格を下回る入札がない場合には、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、評価値が最も高く、かつ有効な入札を行った者を落札者とする。
- (ウ) 調査基準価格を下回る入札を行った者は、評価値が最も高い者であっても落札者とならない場合がある。
- (エ) 調査基準価格を下回る入札を行った者は、必要な資料の提出等、滋賀県が行う調査に協力しなければならない。
- (オ) 低入札価格調査を行うにあたり、調査基準価格を下回る入札者が多数となった場合は、複数の低入札価格調査対象者に対して同時に調査を行うことがある。
- (カ) 低入札価格調査の結果失格となった者(「STEP1 調査における判断基準」における数値的判断基準により失格となった者は除く。)は、落札決定通知の日の翌日から起算して 3 日(滋賀県の休日を定める条例(平成元年滋賀県条例第 10 号)第 1 条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に、知事に対して、書面(様式は自由)によりその理由の開示を求めることができる。なお、当該書面は持参により提出するものとする。この理由の開示は、理由の開示を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日(休日を含まない。)以内に行う。
- (キ) (カ) の回答に不服がある者は、回答をした日の翌日から起算して 7 日(休日を含まない。)以内に、書面により、知事に対して再苦情申立てを行うことができる。
再苦情申立てについては、滋賀県入札監視委員会において審議を行う。なお、当該書面は持参により提出するものとする。

7 遵守事項

入札遵守事項(電子入札)による。

8 その他

(1) 最低制限価格または調査基準価格

最低制限価格制度を適用する場合の最低制限価格、または低入札価格調査制度を適用する場合の調査基準価格は、落札決定した後に予定価格と同時に公表する。なお、不調の際には非公表とする。

(2) 契約保証金

ア 公告で「必要」と定める場合

落札金額の 10 分の 1 以上を納付すること。ただし、落札価格の 10 分の 1 以上に相当する利付国債の提供、保証事業会社または金融機関の保証をもって納付に代えることができる。また、落札価格の 10 分の 1 以上に相当する債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結または債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証を付した場合は、契約保証金の納付を免除する。

イ 公告で「免除」と定める場合

契約保証金は免除する。

(3) 契約の締結

ア 落札者の決定後、本工事の契約が成立するまでの間において、当該落札者が次に該当することとなった場合は、この契約を締結しない。

(ア) 2(10)アまたはイの要件を満たさなくなった場合

(イ) 滋賀県建設工事等入札参加停止基準の規定に基づく入札参加停止を受けた場合

イ 落札者の決定後、契約時に当該落札者が有効な経営規模等評価結果・総合評定値通知書を有しない場合は、この契約を締結しない。

(4) 支払条件

- ア 公告において、前金払、中間前金払または部分払を「あり」とした場合においても、入札の結果、請負代金額が200万円未満になったときは前金払、中間前金払または部分払を行わない。
- イ 中間前金払の取り扱いは「滋賀県公共工事中間前金払制度事務取扱要領」による。
- ウ 本公告で余裕期間を設定して実施する工事である場合、工事開始日の16日以前は前金払を行わない。

(5) 現場説明会

行わない。

(6) 虚偽記載にかかる入札参加停止措置

競争参加資格確認申請書または競争参加資格確認資料等に虚偽の記載をした場合は、入札参加停止措置を行うことがある。

(7) 公正な入札の確保

入札参加者は、次の事項を遵守すること。

なお、違反した場合、入札は無効とする。(滋賀県財務規則第199条第4号関係)

また、入札参加停止措置を行うことがある。

- ア 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- イ 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格(入札保証金の金額を含む。)または入札書、積算内訳書その他の提出する書類(以下「入札書等」という。)の作成についていかなる相談も行っってはならず、独自に入札価格を定めなければならない。
- ウ 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札意思、入札価格(入札保証金の金額を含む。)、入札書等を意図的に開示してはならない。
- エ 入札参加者は、電子入札システムに使用するIC カードを不正に使用してはならない。

(8) 入札・契約手続の取り止め

入札の公平性・公正性が確保できないと判断した場合は、入札を中止し、または落札決定を取り消すことがある。

(9) 低入札価格調査制度を適用する場合に、調査基準価格を下回った価格により契約する場合の付加要件について

- ア 低入札価格調査制度によって調査基準価格を下回った価格により契約する場合の付加要件について、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、配置する技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者を専任でもう1名当該現場に配置することとする。なお、当該技術者は、配置する技術者を補助し、同様の職務を行うものとする。また、当該技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を配置する技術者と同様の方法により届け出るものとする。
- イ 契約保証金は、落札金額の10分の3以上とする。
- ウ 「低入札価格調査実施要領」に定める様式により、「確約書」を提出することとする。
- エ その他詳細は、「低入札価格調査実施要領」および「一般土木工事等共通仕様書付則」によることとする。

(10) 県内下請、県内材料調達の利用促進

- ア 落札者は、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を可能な限り、滋賀県内に本店を有する者から選定すること。
- イ 落札者は、工事材料については、可能な限り、滋賀県内の事業所で製造されたものを使用し、工事材料の調達についても、当該契約の相手方を可能な限り、滋賀県内に本店を有する者から選定すること。

(11) 非落札理由に対する説明

非落札者のうち、落札者の決定結果に不服がある者は、落札決定の公表を行った日の翌日から起算して3日(休日を除く。)以内に、書面により、契約担当者に対して非落札理由についての説明を求めることができる。なお、当該書面は、公告記載の提出場所および提出方法により提出すること。契約担当者は、非落札理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を除く。)以内に、書面により回答する。

(12) 非落札理由に対する苦情の申立

- ア 8(11)の回答を受けた者のうち、非落札理由に不服がある者は、回答をした翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、滋賀県知事に対して苦情申し立てを行うことができる。
- イ 申立先 公告記載の担当部局

(13) 人権の尊重

滋賀県人権尊重の社会づくり条例(平成13年滋賀県条例第27号)第3条に基づき、人権意識の高揚に努めるとともに、人権が尊重される社会づくりに寄与するように努めること。

以 上